

◎入所利用料 (従来型施設(従来型個室・多床室)) / (地域密着型施設(ユニット型個室))

1日/単価

	要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	従来型個室	多床室	ユニット型個室	従来型個室	多床室	ユニット型個室	従来型個室	多床室	ユニット型個室	従来型個室	多床室	ユニット型個室
入居者のサービス利用料金	6,750	6,750	6,610	7,410	7,410	7,300	8,120	8,120	8,030	8,780	8,780	8,740	9,420	9,420	9,420
うち介護保険から給付される金額	6,075	6,075	5,949	6,669	6,669	6,570	7,308	7,308	7,227	7,902	7,902	7,866	8,478	8,478	8,478
サービス利用に1割の自己負担	675	675	661	741	741	730	812	812	803	878	878	874	942	942	942
1.初期加算(入居日から30日間)	30円/30円														
2.療養食加算	6円(1食につき)/6円(1食につき)(対象の方のみ)														
3.夜勤職員配置加算	13円/46円														
4.看護体制換算Ⅰ	4円/12円														
5.看護体制加算Ⅱ	8円/23円														
6.入院時・外泊時費用	246円/246円(対象の方のみ)														
7.日常生活継続支援加算	36円/46円														
8.若年性認知症受入加算	120円/120円(対象の方のみ)														
9.看取り介護加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	Ⅰ 144円/144円 Ⅱ 780円/780円 Ⅲ 1580円/1580円(対象の方のみ)														
10.栄養マネジメント加算	14円/14円														
11.配置医師緊急時対応加算	夜間・早朝:650円(1回) 深夜1.300円(1回)(対象者の方のみ)														
12.褥瘡マネジメント加算	10円/10円														
13.個別機能訓練加算	12円/12円														
14.介護処遇改善加算Ⅰ/特定加算Ⅰ/ベースアップ	1か月の介護報酬額の(8.3%+2.7%+1.6%)														
食事に係る負担額(1日)															
被保険者第1段階	300														
被保険者第2段階	390														
被保険者第3段階	650														
被保険者第4段階以上	1590														
居住費に係る自己負担額	従来型個室			多床室			ユニット型個室								
被保険者第1段階	320			0			820								
被保険者第2段階	420			370			820								
被保険者第3段階	820			370			1310								
被保険者第4段階以上	1171			855			2006								

※加算算定について

- ・療養食加算(対象の方のみ)⇒入居者の方の病状に応じて、主治医より入居者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、示された療養食が提供された際に算定。(糖尿病食・腎臓病食等)
- ・夜勤職員配置加算⇒施設において夜間を行う職員が基準に定められた員数の1以上上回った際に算定。
- ・看護体制加算Ⅰ⇒1名以上の常勤の看護師の配置を行った場合に算定
- ・看護体勢加算Ⅱ⇒基準に定められた看護職員の数に1名以上を加えた員数を満たすことにより算定。
- ・日常生活継続支援加算⇒過去6か月間12か月間の新規入居者の方のうち日常生活認知度がⅢ以上の方が65%以上又は要介護度が4.5の方が70%以上の割合でかつ介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置した際に算定。
- ・若年性認知症受入加算⇒若年性認知症を有する入居者様を受け入れ、個別に担当者を定めた上で入居者様の特性やニーズに応じたサービス提供を行って際に算定
- ・看取り介護加算⇒施設において入居者様の看取り介護を行った際に算定。(Ⅰ)お亡くなりになった日以前4日以上30日以下に加算 (Ⅱ)お亡くなりになった日の前日及び前々日に加算(Ⅲ)お亡くなりになった日に加算。
- ・栄養マネジメント加算⇒常勤の管理栄養士を1名以上配置し各入居者様の栄養計画・栄養マネジメントを実施している際に加算
- ・配置医師緊急時対応加算⇒配置医師が施設の求めに応じて早朝・夜間または深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合に算定
- ・褥瘡マネジメント加算⇒入所者の褥瘡発生を予防する為褥瘡の発生と関連の強い項目について定期的な評価を行いその結果に基づき計画的に管理した際に算定。
- ・個別機能訓練加算⇒立つ、歩く、座るといった身体機能の向上を目指し、利用者の自立支援、日常生活の充実を目的としています。
- ・介護処遇改善加算Ⅰ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・ベースアップ加算⇒介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善の為に創設された加算です。